

日高町自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない日高町の実現を目指して～

令和元（2019）年10月

和歌山県 日高町

目次

第1章 計画策定の趣旨など

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の実施期間	1
4. 計画の目標	2

第2章 本町の自殺の現状と課題

1. 自殺者数・自殺死亡率の状況	3
2. 性別自殺者数・自殺死亡率の状況	4
3. 性別、年齢階級別自殺者数・自殺死亡率の状況	5
4. 本町における自殺対策の課題	7

第3章 自殺対策の方向性

第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制	10
2. 自殺対策における取組	11
3. 評価指標	16

〈参考資料〉

1. 日高町内のおもな相談窓口……………17
2. 和歌山県内のおもな相談窓口……………18

第1章 計画策定の趣旨など

1. 計画策定の趣旨

平成18年に自殺対策基本法（平成18年法律第85号。以下、「法」という。）が制定され、全国的に自殺対策が推進されてきました。その結果、平成10年以降、毎年3万人を超えていた我が国の自殺による死亡者数は、平成22年以降は減少を続けており、平成24年には15年ぶりに3万人を下回りました。しかし、日本における自殺死亡率は、主要先進7か国の中で最も高く、いまだに2万人を超える方が自殺により尊い命を失っています。

このことから「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、平成28年に自殺対策基本法の改正が行われました。（以下、「改正法」という。）この中で、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、誰もが自殺に追い込まれないための必要な支援を受けることができるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」、「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

このような状況を踏まえ、改めて本町の自殺の現状分析を行い、自殺対策の課題を明らかにし、総合的な自殺対策の取り組みを進めることで、「誰も自殺に追い込まれることのない日高町」の実現を目指した「日高町自殺対策計画」（以下「本計画」という。）を新たに策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、法第12条に基づき、国が推進すべき自殺対策の指針として定めた「自殺総合対策大綱」（平成29年7月25日閣議決定。以下「大綱」という。）を踏まえ、法第13条において定められた「市町村自殺対策計画」として策定します。

なお、本計画は広域健康増進計画である健康日高21、日高町地域福祉計画、その他関連する他の計画との調和を図りつつ策定しています。

3. 計画の実施期間

令和6（2024）年度までの6年間とします。

なお、自殺動向の実態解明調査の推進や社会情勢の変化等により、実施期間中においても本計画の見直しを行っていきます。

4. 計画の目標

平成 29 年 7 月 25 日に閣議決定された大綱においては、自殺死亡率を世界の主要先進国の現在の水準まで減少させることを目指し、「令和 8（2026）年までに平成 27 年の自殺死亡率（18.5）を 30%以上減少させる（13.0 以下にする）ことを目標とする。」とされています。

本町においては、地域の状況を踏まえ自殺予防の普及啓発、ゲートキーパーの養成、また自殺の危険性が高い人、悩みを抱えた人への支援体制の整備、充実を図り、令和 6（2024）年度までの 6 年間の自殺死亡者数及び自殺死亡率ゼロを目標とし、「誰も自殺に追い込まれることのない日高町」を目指し、各種事業や取り組みを推進します。

第2章 本町の自殺の現状と課題

1. 自殺者数・自殺死亡率の状況

全国では、平成10年に自殺により亡くなった人の数（以下、「自殺者数」という。）は、31,755人に急増し、以後も3万人前後の状態が続いていましたが、平成22年からは減少を続けており、平成28年には21,017人にまで減少しました。

和歌山県における自殺者数は、平成20年に293人と近年で最も多くなり、年によっては増減はありますが減少傾向であり、平成28年の自殺者数は206人となっています。

本町における自殺者数は平成16年、21年に4人と最も多く、以後は減少傾向となっています。

自殺死亡率（人口10万人当たりの死亡者数）の推移をみると、全国では、平成22年以降は低下を続けており、平成28年では16.8となりました。

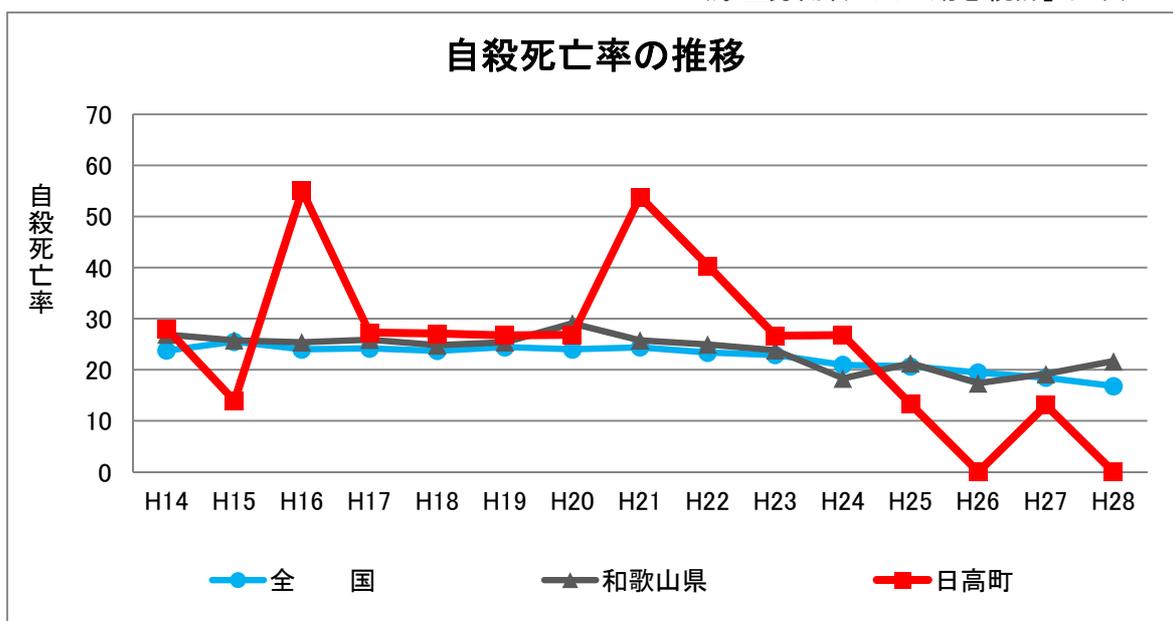
和歌山県における自殺死亡率は、減少傾向にあるものの増減を繰り返し、平成28年では21.7と全国で4番目の高い数値となりました。

一方、本町では、平成21年以降減少傾向にあり、平成28年では0となっています。

自殺者数の推移（人）

年	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
日高町	2	1	4	2	2	2	2	4	3	2	2	1	0	1	0
全国	29,949	32,109	30,247	30,553	29,921	30,827	30,229	30,707	29,554	28,896	26,433	26,063	24,417	23,152	21,017
和歌山県	284	271	265	267	254	258	293	258	249	236	180	208	168	184	206

（厚生労働省「人口動態統計」より）



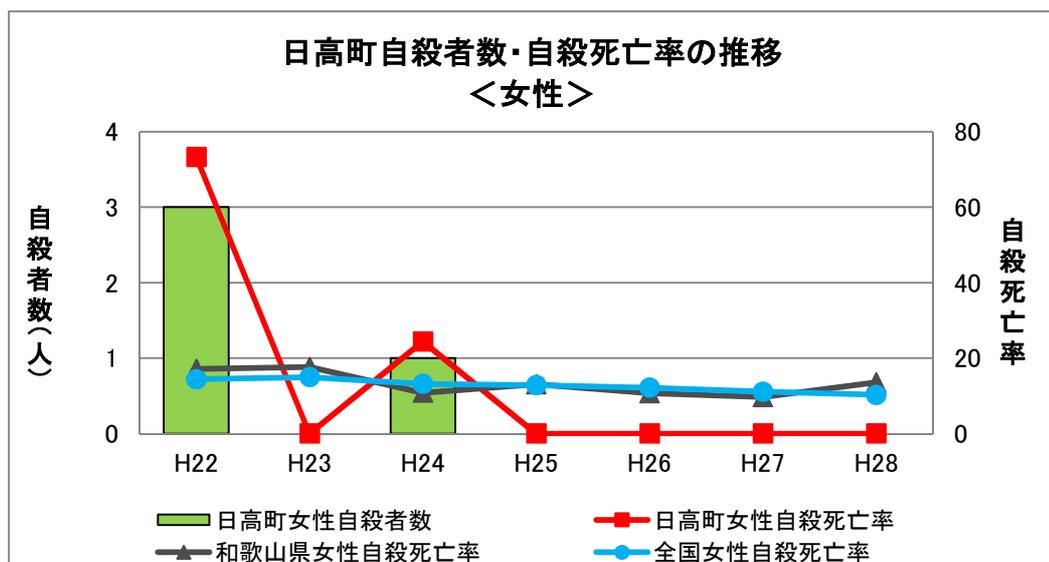
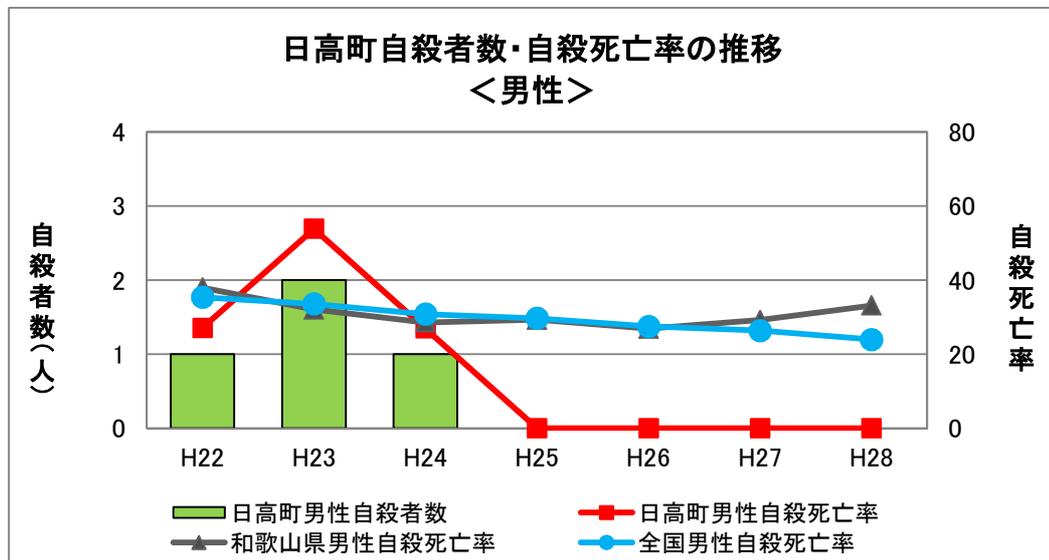
2. 性別自殺者数・自殺死亡率の状況

自殺統計※では、本町の自殺者数の年ごとの状況は、男性では平成 22～24 年においては 1～2 人で推移していますが、平成 25 年以降は 0 人で推移しています。女性では平成 22 年に 3 人、平成 24 年に 1 人となっています。

全国、和歌山県と比較して男性では平成 23 年に全国、和歌山県より高い水準となっていますが、それ以降は減少しています。女性では平成 22 年、24 年は全国、和歌山県より高い水準であり、男女とも平成 25 年以降は 0 で推移しています。

※ 自殺に関する統計には、主に厚生労働省の「人口動態統計」と警察庁の「自殺統計」の 2 つがあり、対象や計上時点等の違いがあります。

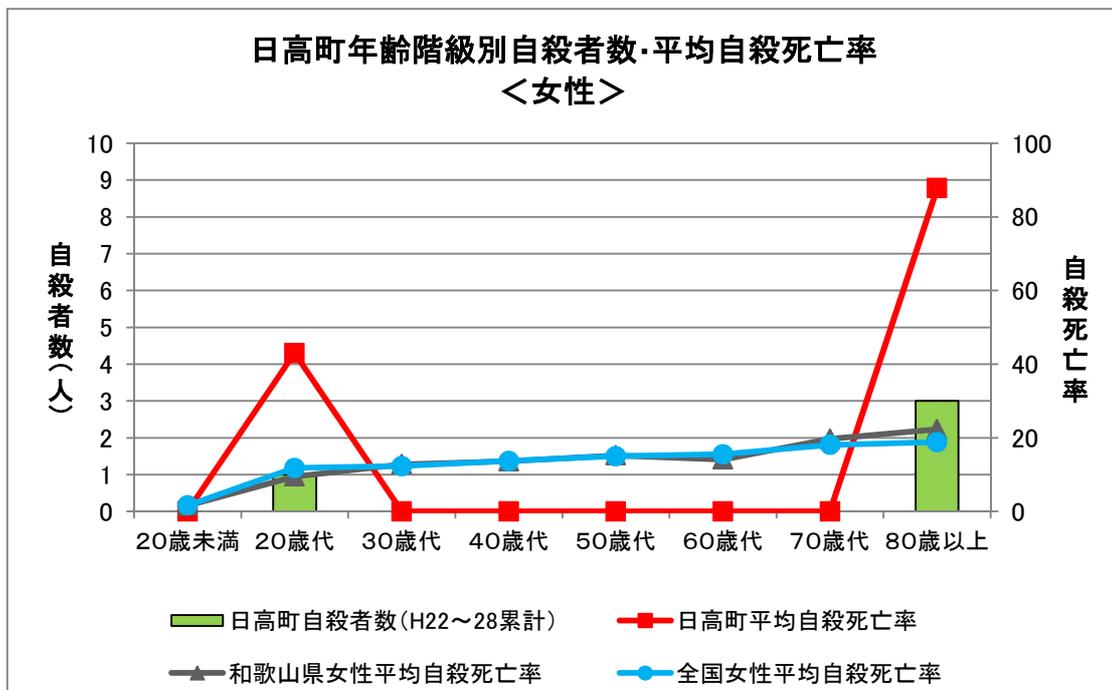
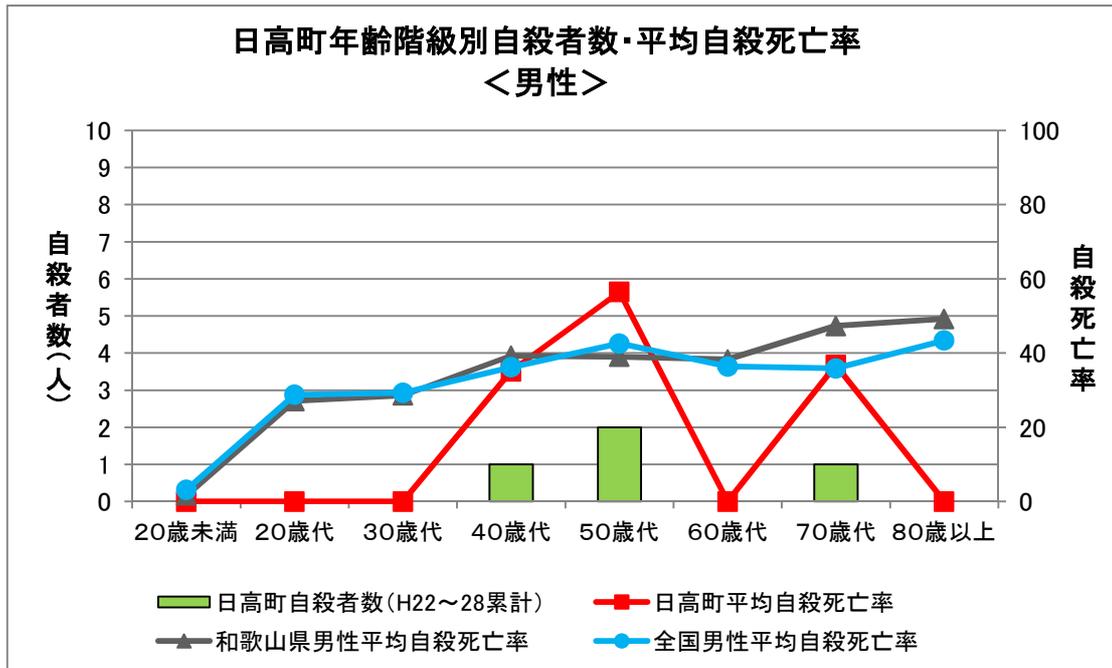
2. 性別自殺者数・自殺死亡率の状況、3. 性別、年齢階級別自殺者数・自殺死亡率の状況については、警察庁の「自殺統計」を基に、厚生労働省が再集計を行った「地域における自殺の基礎資料」の自殺日・住居地データを使用しています。詳しくは 6 ページをご参照下さい。



(厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」/自殺日・住居地)

3. 性別、年齢階級別自殺者数・自殺死亡率の状況

本町の性別、年齢階級別自殺者数の状況を、平成 22～28 年の累計で見ると、男性では 40 歳代、50 歳代、70 歳代で 1～2 人、女性では、20 歳代で 1 人、80 歳以上で 3 人となっており、平成 22～28 年の平均自殺死亡率については、全国、県と比較して、男性では 50 歳代において、女性では 20 歳代、80 歳代において高い状況となっています。



(厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」/自殺日・住居地)

【参考】

厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」では、以下のとおり違いがあります。

1 調査対象の差異

厚生労働省の「人口動態統計」は、日本における日本人を対象とし、警察庁の「自殺統計」は、総人口（日本における外国人も含む）を対象としている。

2 調査時点の差異

厚生労働省の「人口動態統計」は、住所地を基に死亡時点で計上している。

警察庁の「自殺統計」は、発見地（自殺死体が発見された場所）を基に発見時点（正確には認知）で計上している。住居地（自殺者の住居があった場所）、自殺日（自殺した日）による計上もある。

3 事務手続き上（訂正報告）の差異

厚生労働省の人口動態は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明の時は自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の訂正報告がない場合は、自殺に計上していない。

警察庁の自殺統計は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上している。

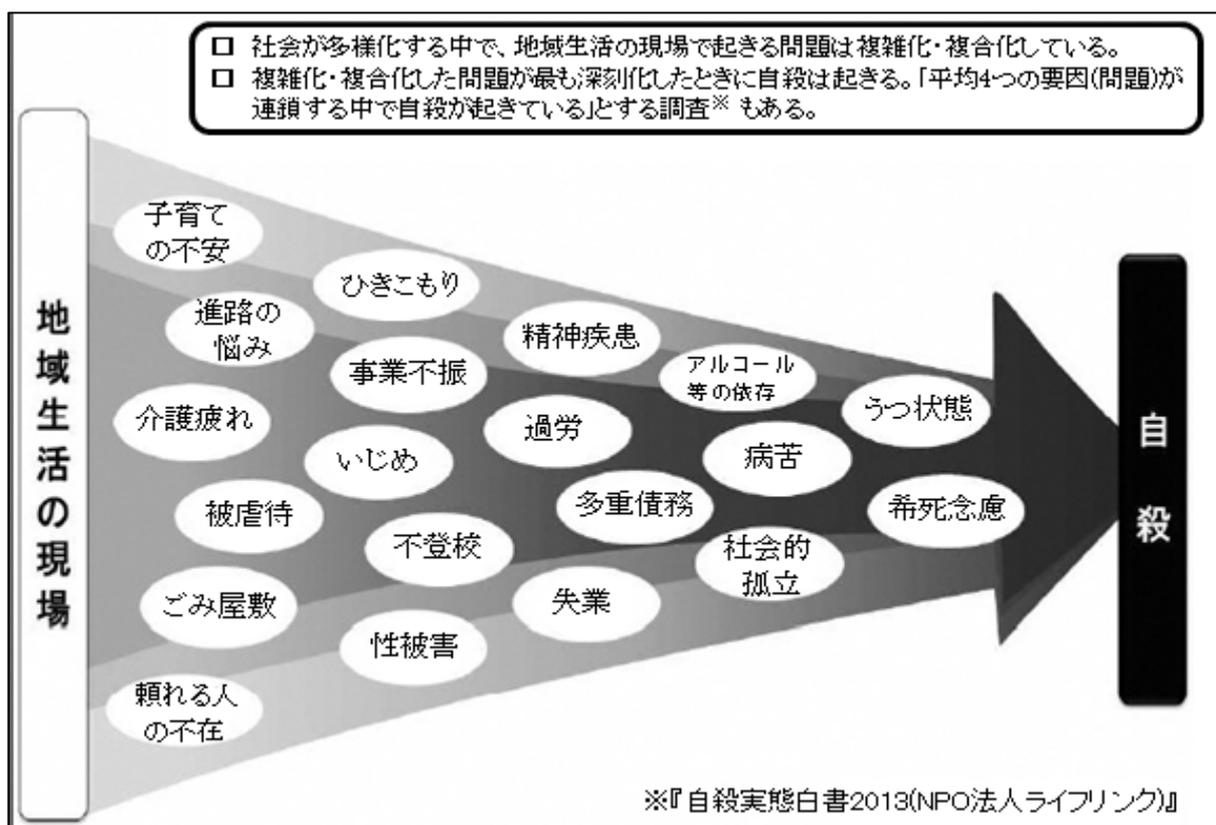
	人口動態統計 (厚生労働省)	自殺統計 (警察庁)
対象	日本における日本人	総人口（外国人を含む）
計上時点	死亡日	発見日（自殺日）
計上方法	住所地	発見地（住居地）
	自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明の時は自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の訂正報告がない場合は、自殺に計上していない。	死体発見時に自殺、他殺、事故死のいずれか不明の時は、その後の捜査等により自殺と判明した時点で計上する。

4. 本町における自殺対策の課題

これまで、自殺対策に関係する様々な取り組みにより、本町の自殺者数は平成21年をピークに減少し、ここ数年の自殺者数は0~1人で推移していますが、今後も自殺者を出さず、誰も自殺に追い込まれることがないように、自殺予防の普及啓発、ゲートキーパーの養成等により一層取り組む必要があります。

自殺に至るまでの背景は一律ではなく、経済・生活問題、家庭問題、学校や職場での問題などが複雑に絡み合い、心身の不調をきたすなかで、精神的に追い込まれた結果、自殺に至っているという調査もあります。(下図参照) このことから、様々な自殺リスクを高める要因に対し、各分野で支援にかかわる人々が連携し、必要に応じて精神科医療等を受けられる体制が必要です。

自殺はその多くが追い込まれた末の死であるといわれていることから、より住民に近い立場の行政機関や学校、職場等において、それぞれのライフステージに応じた自殺予防教育や心の健康を支える環境づくりなどに取り組み、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことが重要な課題と言えます。



(出典：厚生労働省資料)

第3章 自殺対策の方向性

本町では、以下の5つの方向性により、自殺対策を総合的に展開します。

(1) 生きることの包括的な支援として推進する

一般的に自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることを促進する因子（自殺に対する保護要素）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることを阻害する因子（自殺のリスク要素）」が上回ったとき、自殺リスクは高まるとされています。

このため、健康問題、経済・生活問題等の「生きることを阻害する因子」への対策とともに、自らの心身の不調に早く気づき、困り事や悩みについては誰かに援助を求められるような社会づくりを進めるために「生きることを促進する因子」を増やす対策を推進し、「生きることの包括的な支援」として取り組んでいきます。

(2) 関連施策との連携で総合的に対策を展開する

自殺に至るまでの背景には、健康問題だけでなく、家庭での問題や学校・職場での人間関係等、様々な問題が複雑に絡み合っています。

自殺に追い込まれようとしている人が、生きることの支援につながるにより、自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会経済的な視点を含む包括的な取組を進めることが重要です。このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等に関連する分野において、より連携の効果を高め、様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、総合的に自殺対策を進めます。

(3) 対応の段階に応じた対策を展開する

自殺対策の時系列的な対応として、心身の健康の保持増進についての取組や自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及啓発などの「事前対応」、現に起こりつつある自殺の危機に介入し、自殺を防ぐ「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合に家族や職場の同僚などに与える影響を最小限にし、新たな自殺を防ぐ「事後対応」の段階ごとに施策を展開します。

(4) 啓発と実践を両輪として推進する

住民一人ひとりが、自殺に追い込まれる危機に遭遇する可能性があるということを認識し、危機に至った人の心情や背景について正しく理解を深めること、危機に至った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるよう啓発を実施します。

また、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、身近な相談窓口などにつなぎ、見守っていけるような地域づくりを進めます。

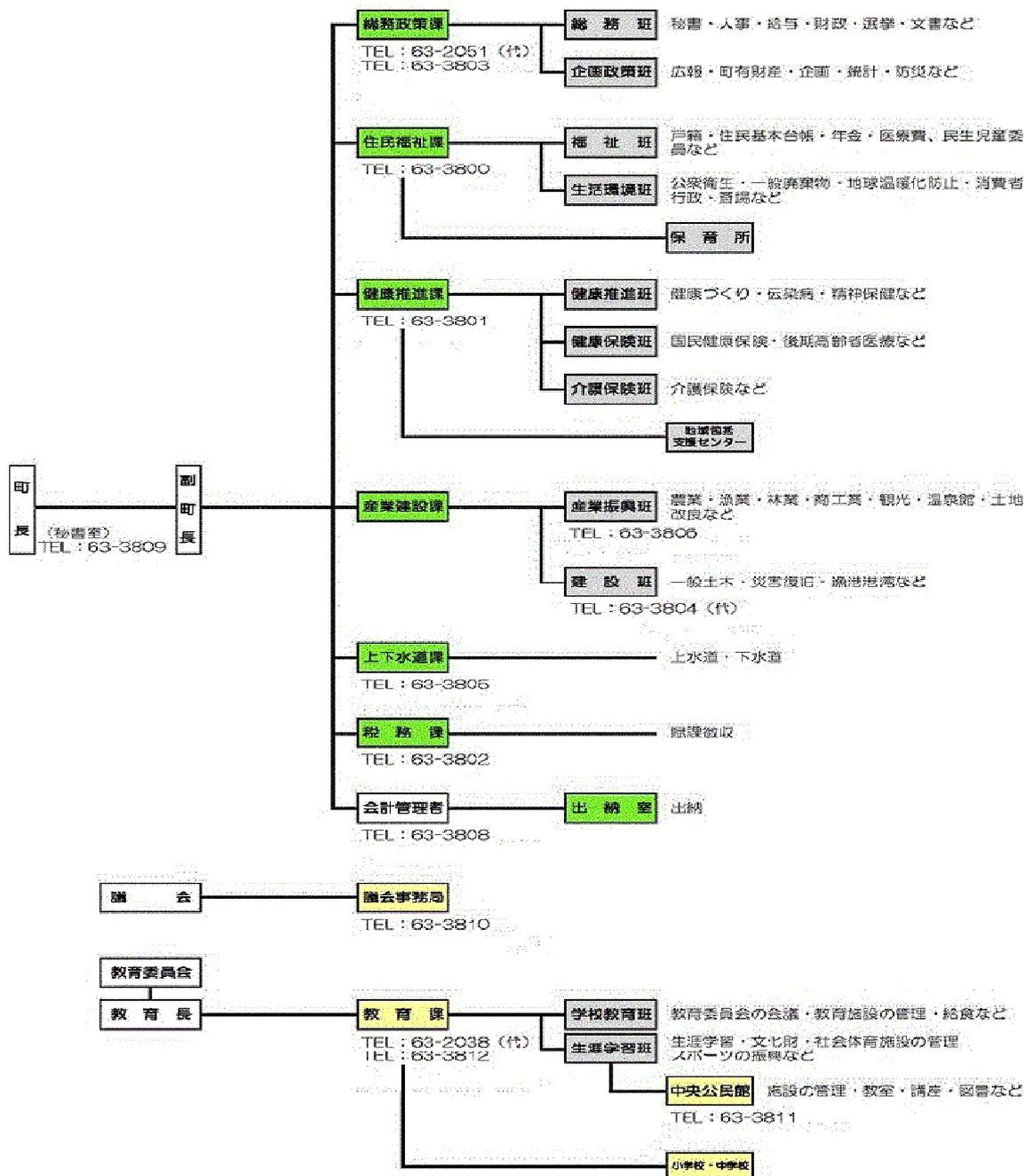
(5) 関係者の役割を明確化し、連携・協働しながら推進する

町、保健所、関係機関、民間団体、企業・事業所、住民は、「誰も自殺に追い込まれることのない日高町」の実現のために、それぞれの役割を認識し、これを果たしながら、相互に連携し、協働することで自殺対策を総合的に推進していきます。

第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画の推進は、町長を責任者とし、関係各課や関係機関等の連携、協力により、総合的な自殺対策の推進を図ります。



2. 自殺対策における取組

本町における自殺対策の取組は、第3章「自殺対策の方向性」に基づき、以下の5つの施策により進めます。

(1) 地域における連携体制、生きる支援の強化
(2) 自殺予防の普及啓発の取組
(3) 自殺対策を支える人材の養成及び確保
(4) 相談支援体制の充実
(5) 自殺リスクの高い要因への取組

(1) 地域における連携体制、生きる支援の強化

人権擁護委員や民生児童委員、関係機関等との連携強化を推進し、自殺リスクの早期発見や自殺の危機に至るおそれのある複合的な課題の解決を図ります。また、生きがいや役割を持ち、支え合う地域づくりを進めます。

項目	具体的な取り組み内容	担当課
日高町民生児童委員協議会	地域において住民の最も身近な相談役として、見守りや声かけといった活動を通じ、地域で課題を抱える人々の早期発見と対応に努めます。協議会では、民生児童委員活動の周知・広報を積極的に行い、各委員がお互いに連携し、活動のフォローをし合いながら地域住民と民生児童委員をつなげるようにさらに取り組みます。	住民福祉課
日高町要保護児童対策地域協議会	関係機関と連携し、要保護児童を早期発見し、支援内容に関する協議を行います。協議をもとに情報の共有化を通じて、関係機関等が同一の意識のもとに、役割分担をしながら支援が必要な家庭、児童への適切な支援に努めます。	健康推進課 住民福祉課
高齢者生きがい事業	高齢者が老人クラブ等での活動を通じて、楽しみながら健康の保持と相互の親睦を図り、生きがいのある生活を高めます。	住民福祉課

サロン事業	地域で閉じこもりがちな高齢者等の居場所や交流拠点づくりを支援し、生きがいのある生活や地域の支え合いの力を高められるよう努めます。	社会福祉協議会
地域カフェ事業	地域の集会所等を活用し、高齢者を中心に様々な世代が交流したり、共に活動できる場を設け、地域での見守り・支え合い体制づくりを進めます。	健康推進課 (地域包括支援センター)

(2) 自殺予防の普及啓発の取組

町民一人ひとりが、自殺に対する誤った認識や偏見をなくし、自殺に追い込まれる危機に至った人の心情や背景を正しく理解することで、自分の周りにもいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門職につなぎ、見守っていくことができるよう普及啓発を行います。

さらに、町民が、生活問題、家庭での悩みなどに遭遇し、また、これらの問題により悩み、こころの不調を感じた時は「誰かに援助を求めることが適当である」という理解を深めるための啓発を実施します。

項目	具体的な取り組み内容	担当課
広報誌への掲載	町広報誌への掲載により、うつ病などの精神疾患、自殺、こころの健康などについての正しい知識の普及とこころの健康に関する各種相談窓口の周知を図ります。	健康推進課 総務政策課
街頭啓発	3月の自殺対策強化月間に、自殺予防に関する街頭啓発を実施します。	健康推進課
窓口での普及啓発	9月の世界自殺予防デー、自殺予防週間に、各課窓口においてリーフレット等により、全庁的に自殺予防の普及啓発を図ります。	各課
働く人への普及啓発	町商工会会員に、リーフレット等を配布し、こころの健康に関する啓発を実施します。	商工会

(3) 自殺対策を支える人材の養成及び確保

自殺対策に直接関わる人材の養成はもとより、生きることの包括的な支援に関わる関係者等を自殺対策に関わる人材として確保し、幅広い分野で自殺対策教育や研修を実施するとともに、自殺リスクの高い人の早期発見・早期対応を図るため、自殺のサインに気づき、話を聴き、必要に応じて身近な相談窓口につなぎ、見守る「ゲートキーパー」を養成します。

項目	具体的な取り組み内容	担当課
地域住民のゲートキーパー養成	民生児童委員、健康推進員等に対しゲートキーパーの養成研修を行います。	健康推進課
役場職員のゲートキーパー養成	地域住民の自殺の危険を示すサインに気づいた場合に適切に対応できるよう、人権に関する職員研修においてゲートキーパー研修を実施します。	総務政策課

(4) 相談支援体制の充実

自殺対策や生きる支援に関連する相談体制を整えるとともに、その情報を必要としている人たちに届き、確実に支援につながるような情報集約や情報提供の体制を図ります。また、自殺のリスクがある人の早期発見に努めたうえで、その必要に応じて精神科医療につなぐ取組を進めます。

項目	具体的な取り組み内容	担当課
納税相談	納税者の経済状況等を聞き取り、生活状況を把握し、適切で丁寧な相談業務を行い、各種支援事業の紹介や福祉関係部署等と連携を図りながら納付相談に応じます。	税務課
人権相談・行政相談・心配ごと相談	民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員、社会福祉協議会役員、弁護士による相談を実施します。	社会福祉協議会
子育て世代の相談と支援	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期からの訪問、相談を通じた切れ目の無い支援を行うとともに、関係機関との連携による相談支援体制づくりを行います。	健康推進課

働く世代の相談と支援	健康づくりの取組に関心を持ち、健診（検診）受診により疾病の早期発見を図れるよう支援します。また健康に関する相談に応じ、健康の保持増進を支援します。	健康推進課
高齢者の相談と支援	地域包括支援センターにおいて、介護や健康、医療などさまざまな面から高齢者の相談に応じ、住み慣れた地域で安心して健やかに暮らせるよう関係機関、専門職と連携し支援します。	健康推進課
認知症総合支援事業	認知症初期集中支援チームが認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・対応に向けた支援を行うとともに、認知症になっても本人の意志が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域で見守り活動を行う認知症サポーターを養成します。	健康推進課
心の教室相談員による相談	心の教室相談員を配置し、生徒が悩みなどを気軽に話せ、ストレスを和らげることのできる身近な存在となり、心のゆとりを持てるような環境を提供します。	教育委員会
消費生活相談	住民からの消費者問題に関する相談に対し適切な対応ができるよう、日高地域の市町と連携し、効果的な消費生活相談を行います。	住民福祉課（広域的対応）
24時間あんしんコールセンター事業	地域で暮らす障がい児・者やその家族を対象に、夜間や休日も含んだ電話相談支援や緊急時支援、また緊急時一時的な宿泊場所の提供を行うことにより、安心して質の高い生活を送ることができるように支援します。	住民福祉課 （県福祉事業団、太陽福祉会に委託）
障害者相談支援事業	障がい児・者に対する相談支援事業を実施し、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。	住民福祉課 （県福祉事業団、太陽福祉会に委託）

(5) 自殺リスクの高い要因への取組

自殺対策を、地域全体の生きることの阻害因子を減らし、生きことを促進する支援を増やす方向で実施するため、様々な悩みや問題を抱えた人に対し、それらの問題が複雑化、複合化する前に必要な「生きる支援」につながるよう、総合的に取組を進めます。

項目	具体的な取り組み内容	担当課
産後ケア事業	産後うつ予防、新生児虐待予防のため出産後の母子の心身のケアや育児のサポートを行います。	健康推進課
スクールカウンセラーの配置	スクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等の児童生徒の問題行動に対して、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ります。	教育委員会
スクールソーシャルワーカーの配置	スクールソーシャルワーカーを配置し、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等の児童生徒の問題行動の問題解決を図ります。	教育委員会
不登校児童生徒支援員の配置	不登校児童生徒支援員を配置し、不登校の解消に努めます。	教育委員会
児童理解・指導検査(Q-U)の実施	児童理解・指導検査を実施し、教職員が児童一人一人についての理解と対応方法、学級集団の状態と今後の学級経営の方針を把握し、学級運営に活かします。	教育委員会
遺された人への相談先の周知	リーフレット等により、自死遺族のための相談窓口の周知を図り、自殺の連鎖を予防します。	住民福祉課

3. 評価指標

計画の推進における効果検証のために評価指標を設定します。

評価指標	目標値 (2024 年まで)	出典
自殺者数	0 人	人口動態統計
男性自殺者数	0 人	人口動態統計
女性自殺者数	0 人	人口動態統計
広報誌への掲載	年 2 回以上	健康推進課調べ
街頭啓発の実施	延 600 人以上	健康推進課調べ
民生児童委員をよく知っている人の割合	増加	令和 7 年度地域福祉計画策定時意識調査
(困ったときの相談先) どこに相談したらよいかわからない人の割合	減少	令和 7 年度地域福祉計画策定時意識調査
必要な福祉サービス情報を入手できる人の割合	増加	令和 7 年度地域福祉計画策定時意識調査
ゲートキーパー養成	延 200 人以上	健康推進課調べ
児童理解・指導検査 (Q-U) の実施	毎年度 2 回の実施	教育委員会調べ

〈参考資料〉

1. 日高町内のおもな相談窓口

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
妊娠・子育てに関すること	健康推進課	0738-63-3801	月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：15
健康づくりに関すること			
介護に関すること			
精神疾患、こころの健康に関すること			
障がいに関すること	住民福祉課	0738-63-3800	
生活困窮に関すること			
人権に関すること			
消費者問題に関すること			
いじめ・不登校に関すること	教育委員会	0738-63-2038	
税金に関すること	税務課	0738-63-3802	
農林水産関係に関すること	産業建設課	0738-63-3806	
水道、下水道に関すること	上下水道課	0738-63-3805	
商工業に関すること	商工会	0738-63-3611	
心配ごとの相談	社会福祉協議会	0738-63-2751	月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：30

2. 和歌山県内のおもな相談窓口

下記以外の相談先は和歌山県精神保健福祉センターホームページに掲載されています。

分野	相談内容	相談窓口	連絡先	開設時間
こころの相談	こころの健康に関する様々な問題や悩み	こころの電話(和歌山県精神保健福祉センター内)	電話 073-435-5192 FAX 073-435-5193	月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:30~12:00 13:00~16:00
	生きづらさを感じられている方、大切な人を自死でなくされた方、依存症・嗜好など	はあとライン(和歌山県精神保健福祉センター内)	電話 073-424-1700 FAX 073-435-5193	24時間(365日対応)
	精神疾患やこころの相談、ひきこもり、依存症・嗜好など	御坊保健所	電話 0738-22-3481 FAX 0738-23-3004	月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:00~17:45
	悩みや心の危機に直面されている方や孤独の中にいる方のための相談電話	和歌山いのちの電話	電話 073-424-5000 0120-783-556	10:00~22:00(年中無休) 毎月10日は24時間相談
ひきこもり	ひきこもりの問題を抱えている本人と家族の相談	いっぽライン(和歌山県精神保健福祉センター内)	電話 073-424-1713	月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:00~17:45
子ども	子ども(18歳未満)についてのあらゆる相談	子どもと家庭のテレフォン110番(和歌山県子ども・女性・障害者相談センター)	電話 073-447-1152	24時間(365日対応)
	児童生徒のためのあらゆる相談 不登校やいじめ、非行等、心理的な問題について、生活や学習上の困難による特別な支援についての相談	子供SOSダイヤル(和歌山県教育委員会)	電話 073-422-9961	24時間(365日対応)

若者	若者（おおむね 15～39 歳）のあらゆる相談	若者相談窓口 with you 紀南	電話 0739-24-0874	月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く） 10：00～17：00
女性	女性相談窓口	和歌山県男女共同参画センター “りいぶる”相談室	電話 073-435-5246	火曜日から日曜日（月曜日、祝日、年末年始を除く） 火曜日から土曜日 9：00～20：00 日曜日 9：00～16：30
	性暴力被害者の相談	わかやまmine（マイン）	電話 073-444-0099	毎日（年末年始を除く） 9：00～21：30 緊急医療は 22：00 まで
生活困窮	生活困窮に関わる様々な相談	日高振興局健康福祉部 総務健康安全課	電話 0738-22-3481	月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く） 9：00～17：00
仕事・職場	労働に関する相談	和歌山県労働情報センター	電話 073-436-0735	火曜日から日曜日（祝日、年末年始を除く） 火曜日から金曜日 16：00～20：00 土曜日、日曜日 10：00～16：00
経営問題	契約トラブルなど消費生活に関する相談	和歌山県消費生活センター	電話 073-433-1551	毎日（祝日、年末年始を除く） 月曜日から金曜日 9：00～17：00 土曜日、日曜日 10：00～16：00
	悪質商法に関する相談	和歌山県警察本部 警察相談課	電話 073-423-4194	365 日 月曜日から金曜日 9：00～17：45 夜間及び土曜日、日曜日、祝日は当直で対応

（和歌山県精神保健福祉センター「生きる支援相談窓口一覧」より抜粋）

日高町自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない日高町の実現を目指して～

発行 日高町

編集 日高町 健康推進課

〒649-1213 和歌山県日高郡日高町大字高家 626 番地

TEL 0738 (63) 3801 FAX 0738 (63) 3846